

# 年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

平成28年5月26日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1500205号

厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1600010号

## 第1 結論

請求者のA事業所における平成16年1月15日の標準賞与額を3万8,000円に訂正することが必要である。

平成16年1月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成16年1月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和19年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年1月15日

A事業所が加入するB厚生年金基金から、請求期間の賞与について、同基金の記録と国の記録が相違しているというお知らせが届いた。A事業所から平成16年1月15日に賞与が支給されていたのに、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。厚生年金保険料が控除されていたはずなので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A事業所の回答、B厚生年金基金が保管する平成16年1月15日に支給された賞与に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届(以下「賞与支払届」という。)及び「賞与異動記録」により、請求者は、請求期間において、事業主から賞与の支払を受けていたことが認められる。

また、請求者と同職種の複数の同僚から提出された「2期賞与分(賞与明細書の写し)」により、当該複数の同僚は、請求期間にA事業所から賞与の支払を受け、

当該賞与額に基づく標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できるところ、同社は、平成 27 年 12 月 7 日に、請求者及び上記複数の同僚を含む従業員 111 人分の請求期間に係る賞与支払届を年金事務所に提出しており、当該届書に記載されている上記複数の同僚の賞与支給額は、上記「2 期賞与分」の支給額と一致していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者は、請求期間において A 事業所から 3 万 8,331 円の賞与の支払を受け、3 万 8,000 円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 16 年 1 月 15 日の請求者の賞与支払届を、年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の同年 1 月 15 日の期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1500228号

厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1600011号

## 第1 結論

請求者のA事業所(現在は、B事業所)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和52年7月20日から同年7月9日に訂正することが必要である。

請求者のA事業所a支店における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和52年7月21日から同年7月9日に訂正することが必要である。

請求者のA事業所b支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和59年3月20日から同年3月21日に訂正することが必要である。

請求者のA事業所c支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成3年6月30日から同年7月1日に訂正し、平成3年6月の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

平成3年6月30日から同年7月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成3年6月30日から同年7月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和29年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ①昭和52年7月9日から同年7月21日まで  
②昭和59年3月20日から同年3月21日まで  
③平成3年6月30日から同年7月1日まで

A事業所に昭和52年3月21日に入社してから平成28年2月11日に退職するまで、支店間の異動はあったが継続して勤務していた。請求期間が厚生年金保険被保険者期間として記録されていないので、記録を訂正してほしい。

### 第3 判断の理由

請求期間①について、請求者は、B事業所から提出された社員台帳によると、A事業所 a 支店で勤務していたことが確認できることから、請求者が a 支店に異動する前の A 事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日及び同事業所 a 支店における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る記録を昭和 52 年 7 月 9 日に訂正することが必要である。

請求期間②について、請求者は、B事業所から提出された社員台帳、同事業所の人事担当者の陳述及び請求者の具体的な陳述から判断すると、A事業所 b 支店で勤務していたことが認められることから、請求者の A 事業所 b 支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る記録を昭和 59 年 3 月 21 日に訂正することが必要である。

請求期間③について、請求者は、B事業所から提出された社員台帳及び請求者が所持する辞令から判断すると、A事業所に継続して勤務し（平成 3 年 7 月 1 日に A 事業所 c 支店から同事業所 d 支店に異動）、請求期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間③の標準報酬月額については、請求者の A 事業所 c 支店における平成 3 年 5 月の厚生年金保険の記録から、32 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 3 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているが、平成 3 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日までの期間について、事業主が資格喪失年月日を平成 3 年 7 月 1 日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 6 月 30 日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同年 6 月 30 日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の平成 3 年 6 月に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1500229号

厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1600012号

## 第1 結論

請求者のA事業所における平成15年12月22日の標準賞与額を19万円に訂正することが必要である。

平成15年12月22日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年12月22日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和28年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年7月5日  
② 平成15年12月22日

年金記録を確認したところ、A事業所から支給された請求期間①及び②の賞与が記録されていない。賞与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、正しい年金記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間②について、事業主の回答及び金融機関から提供された請求者に係る預金取引明細書から判断すると、請求者は、A事業所から賞与の支払を受けていたものと認められる。

また、複数の同僚から提出された賞与明細書の写しによると、当該同僚は、請求期間②に当該事業所から賞与の支払を受け、当該賞与額に基づく厚生年金保険料を

事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者は、請求期間②において賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

したがって、請求者の請求期間②に係る標準賞与額については、複数の同僚が所持する賞与明細書の記載内容及び上記預金取引明細書に記載されている賞与振込額を基に算出した厚生年金保険料控除額から 19 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 15 年 12 月 22 日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成 15 年 12 月 22 日に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間①について、事業主の回答及び複数の同僚から提出された賞与明細書の写しから判断すると、請求者は、当該事業所から賞与の支払を受けていたことがうかがえる。

しかしながら、事業主は、「請求期間①当時の賞与に係る資料を保管していないため、請求者の賞与額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。」と回答している。

また、請求者の給与等振込口座に係る預金取引明細書及び複数の同僚の陳述から判断すると、請求期間①の賞与は現金による支給であったと考えられるところ、請求者は、請求期間①に係る賞与明細書等を所持していない上、B 市は、平成 15 年の住民税課税基礎資料を保管していないことから、請求者の賞与額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認することができない。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1500222号

厚生局事案番号 : 北海道(国)第1600004号

## 第1 結論

昭和37年7月から昭和38年6月までの請求期間及び昭和40年2月から昭和43年11月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和17年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和37年7月から昭和38年6月まで  
② 昭和40年2月から昭和43年11月まで

請求期間①及び②について、父が私の国民年金の加入手続を行い国民年金保険料を納付していたはずなのに、年金記録では、国民年金の加入記録及び保険料納付記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の請求期間①及び②(以下「両請求期間」という。)に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったとする請求者の父親は既に死亡しており、請求者自身は両請求期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関係していないことから、請求者の両請求期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、両請求期間は基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以前の期間であり、国民年金保険料を納付するためには国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるところ、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンラインシステムによる氏名検索を行ったが、請求者に対し国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、オンライン記録によると、請求者の国民年金被保険者記録及び資格変更履歴は確認できないことから、両請求期間は国民年金に未加入の期



間であり、制度上、請求者の父親は、請求者の両請求期間に係る国民年金保険料を納付することができなかったものと判断できる。

さらに、紙台帳検索システムにおいて請求者の国民年金被保険者名簿は確認できない上、請求者が両請求期間当時に住所を定めていたとするA町は、請求者の国民年金の加入及び国民年金保険料の納付に関する当時の資料は見当たらないと回答している。

加えて、請求者の母親は既に死亡しており、請求者は、請求者の兄弟への照会を希望しておらず、これらの者から請求者の両請求期間に係る国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付状況について確認することができない上、請求者及び請求者の父親が、両請求期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が両請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。